

令和6年度 第2回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時等

日時 令和6年8月1日(木)午後1時30分～午後3時14分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室

2 出席者

(公益委員)稲倉委員 段野委員 端村委員 撫養委員 米澤委員

(労側委員)賀川委員 川口委員 辰巳委員 三木委員 南委員

(使側委員)藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議題

(1) 中央最低賃金審議会の目安答申伝達

(2) 賃金改定状況調査及び最低賃金に関する基礎調査結果

(3) 徳島県最低賃金 金額改正の審議

(4) 徳島県最低賃金改正決定に係る意見聴取

(5) その他

4 議事

段野会長

皆様こんにちは。暑い中、本当にありがとうございます。では、本日もよろしくお願いたします。

それでは、令和6年度第2回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。委員の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

事務局は、本日の委員の状況、公開状況について報告をお願いいたします。

事務局（室長）

本審議会は、最低賃金審議会令第5条により、審議会全委員の3分の2の10名以上、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席により成立することとなっております。本日は、15名の委員が出席しておりますので、本審議会は成立していることを報告します。

また、本審議会は公開しております。10名の方と報道関係者が傍聴されております。傍聴される方は、傍聴の注意事項を守っていただくようお願いいたします。以上です。

段野会長

では、議題1、中央最低賃金審議会の目安答申伝達について説明をお願いいたします。

事務局（室長）

別途配付している資料の一番初めの資料についてご覧ください。

答申本文に公益委員見解と小委員会報告が添付されています。

答申文を読み上げます。資料は、別途配布資料の1枚目になります。

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につながる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。
- 7 価格転嫁対策については、新たな商習慣として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・

活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

答申文は以上になります。

併せて、中央最低賃金審議会会長から昨年と同様、メッセージが届いておりますので紹介させていただきます。

(中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージ上映)

皆さんこんにちは。

中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。

これは、令和5年4月6日にとりまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けのその趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員みなさんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。

これを受け、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこういう形でお話しをすることになりました。この取組といいますのは、昨年に続き2回目となります。

ご視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考としていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思っております。

それでは、最低賃金の位置づけ、法令要素についてまずはお話しをしておきたいと思っております。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思っております。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会が目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際にもとめられております。近年の配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということでございます。

さて、次に目安について、詳しく申し上げたいと思います。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思います。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものと理解しております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

では、次に目安のポイントについてお話しをしておきたいと思います。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしておきたいと思います。

まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっております。前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定められております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるように

なりました平成 14 年以降最大値であった昨年度の 2.1%を上回る 2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和 5 年は 6～9%程度で推移をしております。また、令和 6 年の第 1 四半期は 7.1%になっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意をしております。

こうした 3 要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月の物価上昇率の平均が 3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限ってみた上昇率平均 5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は 5.0%、50 円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうを考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第 4 表①②③における賃金上昇率は C ランク、B ランク、A ランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、C ランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・C ランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和 5 年全員協議会報告に記載の通り、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、A ランク 50 円・4.6%、B ランク 50 円・5.2%、C ランク 50 円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き

図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思います

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がありますと考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のもも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられると認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもでございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日については10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところでございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。

以上、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

(ビデオを終了する)

事務局（室長）

ビデオメッセージで言及のありました資料については、後ほど説明させていただきます。以上になります。

段野会長

ただいま本年度の目安方針に関しまして、生計費など、重要視した要素などについて説明があったかと思えますけれども、こちらについてご意見ご質問等ございますでしょうか。

労使側の皆さんはいかがでしょうか。川口委員、よろしくお願いいたします。

川口委員

今、藤村会長からのビデオメッセージでお話をうかがいました。1991 年以來となる定期昇給込みでの賃上げ率が5%という高い春闘妥結状況の結果を踏まえて、様々な賃上げ状況についての報道について言われておりましたけれども、先ほどもお話の中にありました消費者物価指数がずっと上昇し続けている中、実質賃金は低下していることも考えながら議論を進めることができればと思っております。

以上です。

段野会長

ありがとうございました。

それでは、使側の脇田委員、よろしくお願いいたします。

脇田委員

先ほど、中央最低賃金審議会の藤村会長もおっしゃっていましたように、最低賃金の性格は通常の賃金のものとは異なるということを押さえておかないといけないと思っております。

最低賃金は労働者のセーフティーネットの役割を果たすとともに、最低賃金法第9条第3項では、いわゆる生存権、憲法の生存権にある健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるように、生活保護施策との整合性を求められているということ、あとは例外なく適用されること等々、最低賃金と通常の賃金とは性格が違うと思っております。

昭和23年2月に、この最低賃金法が国会に提案されたときに、石田労働大臣が、何点か質疑に対して答弁していましたけれども、中小企業・小規模事業者は、労働組合の組織が進んでおらず、労働力の需給関係の現状から見て使用者に力関係で押される可能性があること、特に恵まれない労働者の生活向上に資する必要があること等、単に賃金の多寡ではなく、弱い立場にある労働者を守ろうとするところからこの法律ができた、と説明しております。

こうした労働者が生活を確保できるように定められたということで、賃金の実情を見て最賃を決めるというようにされた、と答弁をしていました。

通常の賃金でありましたら、賃金決定の原則という、いわゆる支払い能力であるとか、生計費とかを含めて賃金が決められる。当然、労働力の需給関係というところが一番大きいところではございますが、人手不足の中で、人を採用しようとするれば賃金を上げざるを得ないというところでもあり、現に求人賃金は上昇傾向にあると思っております。

根本的に、通常の賃金と最低賃金は性格が異なることを強く申し述べておきたいと思っております。こうした性格の最低賃金が地域間競争の道具になってしまっていることに私は非常に違和感を持っているところでございます。

そうはいいまして、審議は行わざるを得ないというところでありまして、最低賃金の改定に当たりましては、使用者側としては、賃金改定状況調査結果の第4表であるとか、春闘

のベア等を重視する基本的な考えは、これまでと同様でございます。こうした方針を踏まえまして、適切な最低賃金額というところを審議していけたらと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

段野会長

ありがとうございました。

その他、ご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

段野会長

では、この後、専門部会にご出席されない委員の皆様、ご意見をいただきましたと思います。三木委員、いかがでしょうか。

三木委員

お疲れさまです。三木と申します。

ここにいらっしゃる使用者委員の皆さんは最低賃金の引上げに思いもおありでしょうし、一方で中小・零細事業者の皆さんのお気持ちも理解されて、いろいろなものを背負ってここにいらっしゃるというふうに私は理解しております。同時に、私たちの側も、労働者の皆さんの話を日々聞く中で、本当に実質賃金が追いついていないという苦しさは毎日伝わってきます。

最低賃金の引上げ額というのは、時給で働く方々はもちろん、中小企業で働く皆さんにも大きく関係すると思っております。例えば、今回の春闘でいえば、本当に業種間格差とか規模間格差を感じる春闘であったというふうに私は感じております。

連合や各組織の中央が決定した要求額の数字とかけ離れているところだったり、現実的な会社の経営状況がある中で、要求の一つの基準として、まず最低賃金の引上げ額を時間数で掛けたものが最低ラインの目標数字になったりもします。昨年だと、41円掛ける8時間の20日で6,560円。最低額は確保しようということで、我々は今春闘で頑張ってきたところ です。

徳島県において、最低この必要金額、必要だと決めた数字なんだから、せめてこれぐらいは上げて行こうよと交渉するパターンも実際に多いわけです。徳島県は、中小企業が99%とも言われる中で、ぎりぎりの生活をしていらっしゃる方も多くいらっしゃいます。この数字が、一時金、退職金にも関わってくるので、中小の労働者の皆さんも必死になるんです。それで、先ほどからありますように、助成金などの申請を簡単に手続できる方法にしたり、支援策を充実させていくということが本当に大切で、大前提になってくるというふうに思っております。

先ほどもありましたように、時の話題である人手不足というところに関しても、本当に深刻だというふうに思っております。仕事はあるんだけど、人が足りないから仕事の発注を断っているというふうな経営者様からのお話もよく聞きます。やはり、人が集まる会社をつくっていくことが大切であり、人への投資というのは必要不可欠になってくると思っております。それは、労使で協力することでもあり、会社が賃金を上げ、労働者がモチベー

ションを上げて、仕事にやりがいを感じて生産性を上げていくというのが理想であり、そして人が集まる会社を作って、よい循環を築き上げていく。そのきっかけの一つとして、この最低賃金の引上げが大変重要になってくると思っております。

労働者の声を代弁するためにここに来ております。今年は徳島県にとって、本当に踏ん張りどころだと思っております。金額審議に入られる委員の皆様には、どうかこの何もかもが値上がりする中、よい循環を招くよう、最低賃金が少しでも多く引き上げられますように、精いっぱい審議を尽くしていただくようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

以上です。

段野会長

三木委員、ありがとうございました。

では、辰巳委員、よろしいでしょうか。

辰巳委員

三木委員が言ったとおりと、プラス、やはり最低賃金が上がらなかったら、給料が上がらない正社員の会社もあります。ここを重視していただきたいというのが一つと、もう一つは脇田委員が言われました、昔、こういうことで最低賃金の法律ができたというお話を今聞かせてもらいました。ただ、私が思うのは、前年踏襲とかのやり方とかではなく、今の徳島における立場を考えたら、魅力ある徳島県とするためにはどうすべきかということが、今年のひとつポイントじゃないでしょうか。前年踏襲のままでいけば、「またか」というふうな悪いイメージにならないように、やはり人が定着する、人が外に出ていかない徳島を目指すためにはどうしたらいいかというのが、今年のポイントだと思いますので、ぜひお願いしたいと思っております。

段野会長

辰巳委員、ありがとうございました。

では、使側、天野委員、いかがでしょうか。

天野委員

最低賃金の審議会、とても貴重なものだと思っておりますが、使用者側といたしまして、去年の審議会というのは、労使公と皆さんが納得してというか、審議を尽くして出た数字なんですけれども、でもそれが全国的には低かったということで、私たちもちょっとショックを受けております。

今年に向けては、そういう思いもありますので、それとやはり物価も上昇しておりますし、それぞれ委員も考えてはいるんですけれども、やはり使用者側といたしましては、徳島市内と、それから海陽町とか祖谷のような郡部と全く同じ条件で最低賃金が決まっていくということになりますから、郡部の使用者が引上げられた最低賃金額に対応していくのが難しいところもあるのではないかなという懸念はあります。

それと、パートナーシップで、今、弊社は製造業なんですけれども、材料代の上昇で、価

格転嫁というのはある程度認めていただけるようにはなっているんですけども、人件費までそれに積み上げていくというのは、なかなか現在でも難しいところです。そういう、まだ整備がいろんなところでできてない状態で賃金だけ上げていくというのでは、使用者側といたしましては、とても厳しいところもあるということもご理解いただきながら、審議を尽くしていきたいとは思っておりますので、よろしく願いいたします。

段野会長

天野委員、ありがとうございました。

続きまして、藍原委員、よろしく願いいたします。

藍原委員

先ほど、労働者側の三木委員、また辰巳委員からのお話もありましたが、今、使用者側の企業さんは皆さんそうだと思うんですけども、当然、賃金を上げたいというのは誰しも思っていることであって、ただ、上げる原資がないというところで、日々苦勞しているところだと思っております。

特に先ほどの藤村会長からのお話のときもありましたけれども、B to Cのところでの価格転嫁が難しい。例えば、飲食業さんでも、本当にキャベツの値段がとか、ジャガイモの値段がとか、そういったところで価格転嫁したら、今度は価格転嫁しただけでまたお客さんが来なくなる。そうなったら、次にはパートさんに辞めてもらうとか、勤務時間を短くしようかなとか、そうせざるを得ない。それもできなければどうしたらいいのかと、日々、店主さんなどは考えていると思っております。

賃金と最低賃金の意味合いが異なることは先に脇田委員が言われたとおりですが、私たち、企業でも募集の際に時給1,000円以上にしないと集まらないというのは分かっている、できるところはしているんです。でも、できないから苦しんでいるんです。できるのであればしたいのは山々なんです。そういうことも含めて申し上げますと、零細なところを苦しめることによって、失業者が増えたり、事業がなくなったりとかということも十分考えられますので、徳島に見合った、緩やかな、持続可能な最低賃金額の上昇というのを、真剣に、このあたりは真摯にきちんと、先を見据えた最低賃金を考えていく必要があると思っております。

日本は中小企業が支えています。以前公表された「金融検査マニュアル」により、財務状況や担保の判断だけに頼る金融機関の貸出手法により、中小企業はお金を借りて挑戦しなくなった経緯があります。ですから、これは国、地方自治体も含めて、労使ともに前を向いて、正しくきちんと成長、ハレーションを起こさないような成長を求めないと、急に賃金を上げて、それで経済がすぐよくなるというふうにはとても考えられにくいので、そのところも十分議論を尽くして進めていけたらなと思っております。専門部会にはずっと私も参加できてないんですけども、ぜひとも使用者側の皆さんと労働者側の皆さんと、あと公益委員の皆さんとで、十分に審議を尽くしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

段野会長

ありがとうございます。皆様、貴重なご意見ありがとうございました。これも踏まえて、真摯に議論を進めてまいりたいと思います。

それでは次の議題に移ります。事務局は令和6年最低賃金に関する基礎調査結果などについて資料説明をお願いいたします。

事務局（室長）

まず、徳島での最低賃金に関する基礎調査結果を説明します。これは、徳島労働局で実施している最低賃金の調査の結果になります。

表紙に「令和6年度第2回 徳島地方最低賃金審議会」と記載されている綴の「資料2」、5ページの下集計概要をご覧ください。規模別、就業形態別に未満率を記載しております。未満率というのは、現在の最賃額である896円を下回っている人数の割合です。

「就業形態」「全て」では1.17%となっており、「パート」のみでは0.48%となっています。

平均賃金額は、「就業形態」「全て」では月平均賃金額が176,839円、時間当たり1,328円、「パート」では月平均賃金額が79,286円、時間当たり1,091円となっております。

次の6ページが基礎調査の概要になります。

(2)「調査の地域」は県内全域です。

(3)に「調査対象産業及び事業所規模」を記載しています。製造業等は99人以下、卸売業、小売業等は29人以下の事業所を対象としています。

(4)「調査事業所」のとおり、1,624事業所を対象に、事業所母集団ベースを母集団として産業別、事業所規模別に層化無作為により選定し、1時間当たりの所定内給与額を集計しております。

次の7ページの2は未満率の推移になります。

令和6年の未満率「地域計」は、1.17%と、令和5年の1.56%を下回っています。

3は賃金分布を棒グラフで、影響率を折れ線グラフで表しております。

棒グラフの賃金分布では山が見られますが、高い順に、900円、1,000円、896円、950円となっております。

線グラフの影響率ですが、賃金分布の山を越える金額のところでは上がっています。

線グラフの中に注釈として、895円以下では未満率1.17%、945円以下では未満率20.55%となっている旨記入しております。

3のグラフの下、4が影響率の表になります。3のグラフの元データになります。

影響率の表の見方ですが、次の8ページをご覧ください。

例えば、現在の最低賃金896円から50円にアップし、946円となった場合、表の下から7段目の、946円の欄ではなく、その一つ上段の945円の欄の右に記載の人数139人までの人数の累計が影響を受けることとなります。また、規模計の影響率は20.55%となっています。

なお、今年は影響率の表を9ページ一番下、1,006円まで作成しております。

その次の10ページから、元データである総括表を添付しております。文字が小さく、見にくいですが、昨年ですと1ページに収まっていましたが、1,009円まで1円刻みで作成しておりますので2ページに渡っております。

これら賃金分布表の一番下の欄、例えば11ページ最下部には、「月平均賃金額」、「時間当たり平均賃金額」、「月一人当たり労働時間数」と各分位数を記載しております。「第1・20分位数」は時間額を最も低い金額から数えて20分の1番目の金額、「第1・10分位数」は10分の1番目の金額、「中位数」は真ん中の人の金額になります。

総括表は(1)と(2)に分かれていて、(1)が規模別、年齢別の全労働者とパート労働者別、(2)が男女別の全労働者とパート労働者別に集計されております。

総括表の次の資料は、18ページから、低賃金労働者の一覧表になります。調査結果から時間当たりの賃金が896円未満の人の一覧になります。調査結果に関する説明は以上です。

続きまして、先ほどの目安答申での資料について説明いたします。

「別途配布資料」の1枚目、目安答申での公益見解の資料をご覧ください。

答申文の次に別紙1がありますが、内容の概略については、先ほどのビデオメッセージにより説明があったとおりです。

公益見解の別添「参考資料」の一部について説明します。11ページからになります。

消費者物価指数については、11ページの下側から14ページの下側まで表がありますが、徳島市など四国分を別に資料として作成しております。後ほど資料を説明します。

それから、14ページの下側、消費者物価指数の「頻繁に購入する品目」の対前年上昇率の表を見ていただくと、これは全国の値ですが、昨年10月から今年6月までの平均で5.4%となっております。

15、16ページは賃上げ妥結状況等の各団体が発表の数字となっております。

次に賃金改定状況調査の第4表について説明します。

17、18ページになります。数字が小さいので説明します。

A B C各ランク別、業種別の賃金改定率ですが、上側が男女別、下側が一般・パート別の表です。Bランクの賃金上昇率は、2.4%、男性1.7%、女性2.9%、一般1.8%、パート3.5%となっております。

業種別では、最も低いのが学術研究、専門・技術サービス業の1.1%で、その他の業種は2%以上となっております。

次の18ページ、第4表③を見てください。

第4表③と先の①、②の違いですが、③は令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍した労働者のみを集計したものとなります。①、②は、人の増減を加味した人件費の増減になります。③は人が同じ場合の賃金の増加になります。

Bランクは、全体で2.9%、男性2.5%、女性3.2%、一般2.6%、パート3.7%となっております。

業種別には、最も低いのが学術研究、専門・技術サービス業の1.7%で、その他の業種は2%以上となっております。以上が改定状況調査結果の説明になります。

続きまして、元の資料のほうに戻っていただくようになります。資料ページでいきますと21ページです。前回開催から新たに公表された経済指標などを簡単に説明します。

「令和6年度第2回 徳島地方最低賃金審議会」の資料3からになります。

資料3-1 月例経済報告等の基調判断について、本年1月から7月までの概要をとりまとめたものとなっております。7月の記載は裏面です。

資料 3-2 23 ページ、月例経済報告の基調部分になりますが、7月「景気はこのところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している」と、前月から変化はありません。

資料 3-3 33 ページ、徳島県金融経済概況では、7月は「徳島県内の景気は、持ち直しのペースが鈍化している」と、前月から変化はありません。

資料 3-4 35 ページ、徳島労働局が発表しております、職業安定業務統計速報になります。

徳島県の有効求人倍率は 1.15 倍、前月から 0.01 ポイント下回った、となっております。

また、次の 36 ページ、6. 県内の雇用失業情勢は、「求人が求職を上回って推移しているものの、求人は緩やか減少している。足元の経済情勢等が雇用に与える影響には留意する必要があります。」となっております。

続いて 42 ページをご覧ください。先ほどの職業安定業務統計速報と同時に発表されている資料になります。職業別有効求人・求職及び賃金の状況の常用的パートタイムの資料になります。なお、職種別の資料となり、業種別での資料はありません。

「求人賃金の下限」の欄を上から下へ見ていただきますと、求人賃金の下限のうち、最も低いのは、900 円になっており、職種でいうと、C 事務従事者の 30 運輸・郵便事務従事者、31 事務用機器操作員、D 販売従事者の 34 営業職業従事者、H 生産工程従事者の 50 生産設備制御・監視従事者（金属製品除く）、J 建設・掘削従事者の 66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）、68 土木作業従事者になっています。

資料 3-5、43 ページ、倒産件数について、帝国データバンクでは 6 月 4 件、その次のページの東京商工リサーチでは 6 月 5 件となっています。

資料 3-6、45 ページ、消費者物価指数の推移について、最新の 6 月を入れた昨年 10 月から今年の 6 月までの平均について、全国では 3.2、B ランク 3.2、徳島市は 3.5、高松市も 3.5、松山市が 4.1、高知市は 4.0 となっております。

続きまして、その他、目安に関する小委員会の資料などについて紹介します。

資料 3-7、47 ページ、最低賃金の引上げによる影響になります。データは全国のものとなります。産業別では右側の棒グラフ未満率の推計では、卸小売業、宿泊・飲食サービス業、製造業の順に未満率の推計が高くなっております。折れ線グラフは影響率ですが、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス業、卸・小売業の順に影響が高くなっております。

その次の 48 ページは、影響率の全国比較、ただしこれは令和 5 年の賃金構造基本統計調査の数値ということになります。徳島は全国で 30 位になっています。

その次の 49 ページは、令和 5 年の基礎調査の未満率、影響率の棒グラフになります。

続きまして、賃金分布について、全国と徳島を見ていただきたいので、別途配布資料をご覧ください。

第 2 回目安に関する小委員会資料の資料 4「賃金分布に関する資料」では、資料 4-1 で一般労働者・短時間労働者計、資料 4-2 で一般労働者、資料 4-3 で短時間労働者について、時間当たりの賃金分布がグラフ化されています。A ランクから C ランクの順に、都道府県別にグラフが記載されています。

なお、データが令和 5 年の賃金構造基本統計調査のため、調査時点は令和 5 年 6 月となります。このため最低賃金額は令和 4 年の改正額で、徳島では 855 円になります。

徳島については、資料 4-1 の一般・短時間労働者計は 28 ページの左下、資料 4-2 の一般

労働者は 41 ページの左下、資料 4-3 の短時間労働者は 54 ページの左下に記載されています。

次に、資料 4、主要統計資料についてです。元の資料に戻ります。主に、第 1 回本審でお配りした、第 1 回 目安に関する小委員会の資料のうち、都道府県別のデータが記載されているものについて、事務局において、指標となるデータ順に並び変え、都道府県間の順位をわかりやすくしたものになります。

54 ページは、令和 5 年、A B C のランク分けを行う際に使われました総合指数になります。徳島は、29 位となります。

55 ページ、一人当たり県民所得は、全国 9 位となっております。

56 ページ、4 人世帯の標準生計費は、全国 33 位となっております。

57 ページ、新規学卒者（高卒・男性）の所定内給与額は、全国 29 位となっております。

58 ページ、新規学卒者（高卒・女性）の所定内給与額は、全国 14 位となっております。

59 ページ、有効求人倍率は、全国 32 位となっております。

60 ページ、失業率は、失業率が低い方から順に並べておりますが、全国 9 位となっております。

61 ページ、定期給与では、全国 32 位となっております。

62 ページ、パートタイム労働者の 1 求人票あたりの募集賃金の「平均」額は 20 位となっております。

63 ページ、パートタイム労働者の 1 求人票あたりの募集賃金の「下限」額は 25 位となっております。

64 ページ、消費者物価地域差指数（都道府県下全域）は、23 位となっております。

65 ページ、1 月あたりの消費支出額（総世帯）は、8 位となっております。

66 ページ、1 月あたりの消費支出額（総世帯のうち勤労者世帯）は 11 位となっております。

67 ページ、県民所得・県民雇用者報酬を記載しています。

県民所得は、財産所得、企業所得、それから県民雇用者報酬の合計となりますが、県民所得における県民雇用者報酬の割合については、徳島県は 45 位となっております。

次が最後の説明になります。資料 5 をご覧ください。

7 月 24 日に実地視察を行いました。出席できなかった委員もおられますので、簡単に概要を取りまとめしております。4 番の意見交換の部分になりますが、最低賃金の影響について、パート、アルバイトの賃金を見直す機会であるなど、活発な意見交換ができました。

以上、資料の説明を終わります。

段野会長

ありがとうございました。

都道府県別のデータなどのご説明がありましたけれども、皆さま、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

はい、質問をよろしく願いいたします。

中村委員

今、この 58 ページからずっと、何位、何位ってお話いただいた部分があるじゃないですか。全体的に上位じゃないですか。そして、一番最後だけ低い。これからどういうことを読み取るとか。それぞれのことは分かるんですけども、これからどういうことが、今の徳島の状況になったというのをご説明いただきたいと思うんですけども。

事務局（部長）

先ほどご説明をいたしましたとおり、県民所得というのが、県民雇用者報酬と企業所得と財産所得の合計です。そのうち、県民雇用者所得の割合がどうだったかということで、割合を出してみたらこうなったということです。

辰巳委員

じゃあ、先ほどの 67 ページ以外は、徳島は真ん中ぐらいであるということですか。

中村委員

併せてなんですけれども、今おっしゃられました、その企業所得の順位づけされたものはあるのでしょうか。

事務局（部長）

データとしてはあるようなので、作成することは可能かと思います。

中村委員

そうですね。そうしたらまた教えていただけたらと思います。

事務局（部長）

承知いたしました。

中村委員

これだけ見ると、企業所得も含まれる県民所得が 9 位であるが、雇用者報酬のところは 45 位ということで、すごく乖離があるのかなと思いますので、その辺りを確認させていただきます。この総合指数も 29 位というところも割と上位に位置しているのかなとも思ったのが正直な感想です。

こういった客観的な指標に基づいた全国の中での徳島の位置というのは、我々もやはり冷静に客観的に見るところは見えていかなければいけないのかなと思っておりますので、また説明いただけたらと思います。

事務局（部長）

承知いたしました。

段野会長

そのほかのご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(意見なし)

段野会長

ありがとうございました。

では、次の議題3、今後の徳島県最低賃金金額改正の審議日程等についてに移りたいと思います。

金額改正審議は、第1回本審におきまして専門部会で審議することとしております。また、第1回専門部会を公開するとともに、議事録を公開する。第2回以降は、各委員の率直な意見交換が損なわれるおそれがあることから非公開としますが、今年度から新たに議事録を公開する。その際、発言者氏名は非公開とするが、公労使については公開する。議事録公開までは、議事要旨を公開する。ということで、以上のところが適当であるということで、第1回本審において決議をしております。

専門部会の委員及び委員以外の公益委員につきましては、この後の専門部会において審議を行いますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

事務局は、専門部会の日程について説明をお願いいたします。

事務局（室長）

この第2回本審終了後、当会場で第1回徳島県最低賃金専門部会を開催いたします。

第2回専門部会は8月2日午後1時半から徳島地方合同庁舎6階会議室で、第3回専門部会は8月9日午後3時から徳島地方合同庁舎6階会議室で開催を予定しています。

第3回専門部会は午後4時を目途に閉会し、その後、第3回本審を開催する予定としています。

なお、8月9日に結審し、答申が行われた場合、異議の申し出期間後の8月27日11時から第5回本審を開催し、異議審議を行います。

なお、8月21日は、特定最低賃金改正の必要性審議を行う合同専門部会と第4回本審を開催する予定です。以上です。

段野会長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました審議日程について、何か皆様からご質問等ございますでしょうか。

(意見なし)

段野会長

では、このとおりにさせていただきます。ありがとうございました。

では、次の議題に移ります。事務局から資料説明をお願いいたします。

事務局（室長）

資料 6-1 から 6-7 まで、意見の申出についての説明をさせていただきます。

7月5日に開催しました第1回本審において、徳島県最低賃金改正の諮問を行いました。その際に、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則の第11条の1項の規定に基づき、意見聴取の公示を行っています。

意見申出の期間中、受付期間中に申出があったのは、徳島県労働組合総連合の1件となります。意見書の写しが 6-1 になります。この意見書では、物価高騰から生活を守るために1,700円を目指し、早期に1,500円の実現。それから、全国一律の最低賃金制度により地域間格差の是正、中小企業支援策の抜本的な強化、専門部会の公開についての意見になります。

また、労働組合総連合から労働者4名の方が本審議会での意見陳述の希望がありました。資料 6-2 になります。陳述の趣旨は資料のとおりでございます。4名の意見陳述となりますが、陳述の時間は全員で15分程度と伺っております。

段野会長

ただいま事務局から説明がありました意見の申出者から意見陳述の希望があるようです。私としましては15分程度であれば意見陳述していただいてもよろしいかと思いますが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

（異議なし）

段野会長

ありがとうございます。お認めいただいたということで、15分程度で意見陳述をお願いしたいと思います。

大学生 A

私たちは、先輩方が調べたデータを基にお話しさせていただきます。

まず、大学生のアルバイトとしてお話しさせていただきます。

まず、今の私の時給が900円で月60時間シフトに入って月に5.4万円ほどの稼ぎになっています。大阪の友達は、時給が1,023円で、70から80時間で月8から9万円の稼ぎだったと聞いています。10時間から20時間の差で3万円から4万円ほどの差額が出ており、私はこの話を聞いたときに大阪の時給が羨ましく思いました。

それに加えて、この大阪の友達は短期大学に通っており、アルバイトを4つ掛け持ちして、学費、家賃、生活費などのもろもろの費用を全て自分で出していました。その子は年間120万円ほどの費用がかかる短期大学でした。その子が言うには、大阪の最低賃金は少なく、経験や自己投資の格差が生まれているとお話ししていました。

徳島県でこの大阪の友達のように、大学生活にかかる費用をもろもろ自分で出すということになると、大阪の子以上に働く必要があります。そのとき、地方の子は大阪の子に比べ、経験や自己投資の格差がより生まれると考えました。

また、現在では、ネット通販であるアマゾンや楽天がよく使われています。実際、自分だけでなくたくさんの友達が使っている現状です。アマゾンや楽天では、送料のかからない商

品が多く、しかも値段はネット通販のため金額に差が現れていません。しかし、大学生の収入には差があります。例えば、日用品を買ったときに残る金額は収入の差だけあるといえます。この差額で、都会の大学生と地方の大学生ができる活動には差があると感じました。

ここまでの話を聞いていただいた上で、こちらの資料をご覧ください。

こちらは、東京と地方の最低賃金の推移比較となっています。こちらの平成 29 年をみると、徳島のような地方と東京、大阪の都市部には大きな差が出ていることが分かります。この差が、先ほどの話から、都市部と地方の自己投資や娯楽の差だと考えられます。この差が、大学生活における地方と都市部の得られるものの差であり、このことから地方の大学よりも都市部の大学に通うほうが自分の成長につながるので、大学の選択肢から地方が外れるのではないかと考えました。

賃金の差だけで、経験、自己投資の差、大学選択への影響など、様々なことが起こります。私は、このような差が生まれることをなくさなければならないと考えます。

大学生 B

私には姉がいますが、現在、関東圏で働いています。徳島から出た理由として、希望する仕事がないこともそうですが、給料が少ないというのも大きな理由の一つです。

こちらは、平成 29 年の徳島県の転入数と徳島県からの転出数の数値を表したものです。全体的に転出超過になっています。特に注目していただきたいのは、私たちと同じ就職活動の時期にある 20 歳から 24 歳の数値です。入出差を見ると、関東には 372 人、関西には 454 人出ています。これだけ徳島から人が出ていってしまう理由には、収入として得られる金額の差があることが大きな理由の一つだと考えました。

関東の平均収入は 436 万円、徳島の平均収入は 371 万円となっております。これだけ差があると、徳島から出てしまう人が多くなってしまふことにも納得ができます。

次に、こちらは 25 歳単身男性労働者の生計費を表した資料です。

住居費は、徳島市の数値は 36,000 円、関東のさいたま市は 54,167 円でした。これをみると、確かに関東は徳島に比べて住居費が高いことが分かります。しかし、交通、通信費については、徳島市の数値は 34,391 円で、関東のさいたま市は 18,214 円です。これをみると、関東は公共交通機関の発達もあり、交通費が安いこと、地方は車が必須であることなどを踏まえると、移動最低生計費はあまり大差がないと言えます。同じ条件の人で生計費にあまり変わりがないのに、賃金の差で経済的余裕が生まれることが分かります。

こんなに差が生まれてしまっているのでしょうか。このまま徳島から転出してしまふ人が増えてしまふと、徳島で経済効果を見込むことが難しくなります。ますます停滞してしまふことや、さらに賃金の差が開くことなど、様々な問題が危惧されます。この状態を少しでも改善するためには、賃金を上げることが大切ではないかと私は考えます。

大学生 C

次に、大学生が徳島で就職するパターンでお話をさせていただきます。

私は大学 3 年生なのですが、卒業後は地元である徳島で就職しようと考えていました。が、東京や大阪の都会との賃金を比べていくと、徳島で働くのは稼げないため、都会に出ていくのも手なのではないかと感じてきました。

そう感じた理由を理解していただくため、見づらいなのですが、この東京都と各都道府県の最低賃金と平均賃金の推移の比較の資料を確認していただきたいです。この資料で確認していただきたいのは、東京と徳島のグラフです。これは、東京の賃金を100として他の地方とどれだけの差があるのかを示したグラフになります。

ここで注目していただきたいのは平均賃金の差です。東京が100に対して徳島は72となっています。このことから計算すると、東京は徳島に比べて平均賃金が1.38倍高いことが分かります。割合に直すと、約40%近く徳島の方は収入が東京に比べて少ないと言え、東京と徳島の賃金の差を実感していただけたと思います。これだけ差があるのに、徳島で働きたいと思うのでしょうか。同じ時間働いているのに、賃金に約1.4倍もの差が出ることをよしとしていいのでしょうか。

この平均賃金問題を解決する方法が、最低賃金の増加であります。次は、こちらの資料をご覧ください。

少し見づらいんですけども、この資料は古いデータではあるものの、今の社会に通ずるグラフであると考えられます。資料全体は、横軸が賃金、縦軸が人数となっており、左の青線が最低賃金、右の青線が平均賃金、中央の青線が最低賃金と平均賃金の差を表しております。資料が見づらいので、要点をまとめますと、東京は最低賃金と平均賃金の差が広く、一方、徳島の差は狭くなっています。つまり、最低賃金を底上げしてあげれば、最低賃金と平均賃金の差が大きい東京よりも最低賃金と平均賃金の差が狭い徳島のほうが平均賃金の増加につながりやすいことが分かります。

このようなことを調べた上で、徳島にとどまろうと考える人は少なくなるでしょう。もう一度言います。徳島にとどまる人は確実に少なくなるでしょう。これは、私だけではなく多くの学生も賃金が低いと感じるためであり、早めに最低賃金を上げないと学生が減って徳島は活気を失ってしまうと考えております。それでいいのでしょうか。

最低賃金を引上げることは、就職でも意味があります。このことをしっかり考えていただいて、早急に引上げを検討していただきたいです。これでスピーチを終わります。ご清聴ありがとうございました。

看護師

私は大学卒業後、看護師として市内民間病院で勤務して4年目です。

労働組合の青年部活動の一環で、昨年と今年、2度、1か月間最低賃金で生活してみようというものにトライしてみました。1か月、徳島県の最低賃金で生活を行った感想として、食事を取ることが精一杯で、最低賃金では憲法で保障されている健康で文化的な生活ができないとすごく思いました。

看護師として、私は徳島で働いていますが、同じ大学を卒業して働いている友人の話を聞いていると、神戸とか大阪で働いている人と、年収で言うとボーナスとか全部合わせて100万円ぐらい違うときもあって、私は徳島で生まれ育って、地元徳島で働いているんですけども、同じ命を救う仕事をしている中で、これだけの差があると、県外で働いたほうがよっぽど親孝行になるんじゃないかなって考えたりすることもあります。

実際、私の職場も人手不足がすごい深刻で、どれだけ募集をかけても看護師の応募がなく、本当に今ぎりぎりの人数で回しています。いつ自分が医療事故の加害者になってしまう

んだらうという恐怖を覚えながら働いているのが現状です。

私は、徳島県が好きで働いています。ずっと働き続けたいとも思っています。そのためにも早急に最低賃金の引上げを行って、大都市と地方の格差の解消を行わなければ、マンパワー不足で救えるはずの命も守れないと思います。

私が勤める病院では、高校生や中学生から職業体験を企画対応したり、看護師獲得のための専門部署も作っていますが、それでも昨年の企業説明会のブースでは、近畿地方のブースには多くの学生が列をなす中、徳島県内の病院はがらがらで、人が来ない状況も目にしていると聞いています。それは、看護師の賃金の比較データでも明らかなように、全国一律の診療報酬であるにもかかわらず、最低賃金の影響で基本給に大きく差があるからではないでしょうか。

令和5年賃金構造基本統計調査の、医療業10人以上の事業者で毎月決まって支給する現金給与額1人平均を見れば、徳島県284,500円に対し、兵庫県は348,700円、大阪府は420,700円となっていて、同じ仕事をするのであれば賃金が高いところで仕事をするのではないのでしょうか。

後藤田県知事も、先日の意見陳述で人材の県外流出を懸念し、知人の看護師が賃金の高い淡路島で働いていることを紹介し、そうならないよう最低賃金が1,000円を超える形で決めることを強く要望していました。

コロナ禍で看護師はバーンアウトして退職が相次ぎ、人員が補えないような有床診療所分が看護師不足によってベッドを返上したり、この機会にと閉院するケースが多くあり、県内の基幹病院はベッドコントロールに苦労しました。コロナが感染5類になった今もその状況は変わっていません。

高齢化が進む中で、介護労働者の不足は社会問題となっています。しかし、賃金、労働条件の改善は進まず、若い労働者に選ばれる職業になっていません。労働人口減少に加えて、地域、職業間の賃金格差によって一層深刻になっています。

以上のこと、医療や介護の現場の実情からも、早期に全国一律の底上げを求めています。

もう少しお時間いただけるでしょうか。私は、審議会の資料を見て徳島県ってすごいなと思ったのが、昨年最低賃金を41円引上げ決定するに当たり、全国では使用者側全員反対のところが多いですが、徳島県は全会一致で決定していて、徳島県の使用者側の人たちは本当に労働者の人に寄り添って決めてくれているんだなというふうに思いました。ですので、今回もぜひ、50円引上げと聞いていたんですけども、もっと徳島県は労働者に寄り添って、良いお返事がもらえたらと思っています。

以上です。ご清聴ありがとうございました。

段野会長

陳述者の方、ご意見ありがとうございました。

委員の皆様はこれまでの陳述者に対してのご意見ご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(意見なし)

事務局（室長）

先ほどの学生の方からの資料について、今、印刷をしておりますので、整いましたらお配りしたいと思います。

段野会長

では、事務局は、ほかに意見等の提出があれば報告をお願いいたします。

事務局（室長）

徳島弁護士会より、本審議会において意見陳述の申出がございました。

弁護士会は、関係労働者、関係使用者には該当しないと考えられますので、最低賃金法第25条第5項ではなく、最低賃金法第25条の第6項による意見陳述となります。同項では、最低賃金の審議会は、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者、その他の関係者の意見を聞くものとするとしております。本審議会において徳島弁護士会の意見をお聞きすることについて、ご審議いただければと思います。

なお、徳島弁護士会から会長声明が当審議会宛てにございまして、資料6-3になります。79ページになります。意見陳述については、会長声明の内容に沿ったものと伺っております。

段野会長

ありがとうございます。

事務局から説明がありましたこの件につきまして審議したいと思います。ご意見がある方はどうぞよろしくをお願いいたします。よろしいでしょうか。

（意見なし）

段野会長

意見がないようですので、最低賃金法第25条第6項の規定に基づきまして、審議会としてその必要性を認めご意見をお伺いしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

（異議なし）

段野会長

よろしくをお願いいたします。それでは、ご意見をお聞きすることといたします。

それでは10分程度でよろしくをお願いいたします。

白川（陳述人）

徳島弁護士会会長の白川といたします。

当会は、本年6月7日付で徳島県の最低賃金額の大幅な引上げと、徳島地方最低賃金審議会の審議の全面公開を求める会長声明を出しました。

当会の意見はお配りした意見のとおりですが、このたび意見陳述の機会をいただいたので、以下、意見を述べます。

まず第1に、最低賃金制度は、労働者を不当に低い賃金から保護するためのセーフティネットであり、労働者が十分に生活していけるだけの水準が確保される必要があります。先ほ

どもありましたとおり、労使で話し合う通常の賃金交渉とは性格が異なります。労働者が十分に生活していけるだけの水準を確保するという観点から、このたび審議がなされることを希望します。

第2に、地域間格差の問題です。徳島は896円、隣県香川は918円です。当然、今回、徳島県の最低賃金額を目安どおり引き上げたのでは格差は埋まりません。この点、全国から下から2番目にとどまっていることを十分に配慮した引上げを希望いたします。

第3に、審議の公開の点です。今年度から専門部会の議事録が公開されるとお聞きしました。当会としても、今年度の議事録を十分に精査した上で、引き続き全面公開を求めています。

堀金（陳述人）

先ほどの陳述に補足をいたします。

本年度の徳島弁護士会の最低賃金プロジェクトチームの座長を務めております弁護士の堀金と申します。

会長声明の内容は、お配りしている資料、それからその概略は白川会長自身からご説明したとおりなんですけれども、徳島弁護士会としては、最低賃金の大幅な引上げに向けた明確なメッセージを発しています。それは、最低賃金というものが、先ほどから何度も言及されてはおりますけれども、通常の賃金とは異なって、労働者の最低限の生活を保障するためのセーフティネットとしての役割を果たすものだからです。

特に、現在、物価上昇ですとか円安、つい最近は円高基調にも振れているみたいですが、それでも従来に比べたら、1ドル150円ぐらいと大幅な円安の状況の影響もあるんでしょうけれども、全国的に、経済的に一般市民としては非常に苦しい生活状況というものが続いているというふうに認識しております。

こういうときこそ、セーフティネットとしての最低賃金の役割というものが一層重要になるというふうに認識しております。弁護士会としては、こういう経済的な不況、生活の苦境などにある現在こそ、本当に最低賃金の大幅な上昇に向けた明確なメッセージというものを発するために、今回の会長声明を出しております。

現在、徳島では896円という全国から2番目に低いという最低賃金になっておまして、全国から2番目に低いということもございまして、そもそも絶対的な金額が低過ぎるというふうに認識しております。そのことも会長声明に書いております。50円という目安が示されていて、それは大幅な引上げとなるのかもしれませんが、徳島弁護士会としては、この会長声明の2ページのところで、下のほうにも書いておりますけれども、1,004円、全国の加重平均である1,004円、少なくともこの金額を超えるような金額の引上げが必要だというように、その金額も明示しておりますので、地域間格差をなくし、それから労働者のセーフティネットとしての最低賃金の本来の役割をきちんと果たさせる、取り戻させる、そういう観点から今回の会長声明を発しておりますので、ぜひ、春闘の結果、賃上げが何%だったとか、第4表で一般的な統計調査として賃金が何%上がっているですとか、そういうパーセンテージの指標もございまして、そういうものはあくまでも一般的な賃金に関するパーセンテージというふうに理解しておりますので、そういうところにこだわらず、労働者の最低生活をきちんと保障するという観点から、大幅な引上げというものを果

たしていただきたい、そのようなメッセージを会長声明に込めておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

段野会長

ご意見ありがとうございました。では、委員の皆様、今のご意見に対して。
五島委員、よろしくお願いいたします。

五島委員

よろしく申し上げます。

今日の弁護士会さんの発言なんですけれども、過去にこういった発言はあるんですか。今回初めてとしたら、どういった理由での発言であるか、何か他に含みがあるのかなと思ったりしますけれども。

先ほどの学生さんの話もしかりですけれども、私たち使用者側は、これは本当に1円2円の攻防で身を削る思いでやっています。小規模事業主が全国で100万社、もっとあるかと思うんですけれども、そういう会社が全部切り捨てられるのかなとか、そういう思いで今聞いておりました。ご返答をお願いします。

白川（陳述人）

徳島県の弁護士会の会長声明は、去年に引き続き2回目となっております。

去年と違うのは、審議の全面公開を求めたという点で違ってはいますが、趣旨としては同じ会長声明を出しています。

全国的には、日弁連がこのような賃金引上げの会長声明を出していて、多くの単位会、地方の単位会でも同じような会長声明を出しております。

何か含みがあるのかということですが、特に含みはなく、単に憲法25条に基づいて労働者の生活を保障するという観点から最低賃金の引上げを求めているという会長声明となっております。

五島委員

ということは、労働者の主張ということですね。私たち使用者側の生活はどうですか。これは倒産とか、価格転嫁できなくなったときは、じゃあやめます、廃業しますとかという話になるじゃないですか。目線が全部、労働者側の目線じゃないですか。

堀金（陳述人）

今、白川会長からご説明しましたとおり、昨年度も会長声明を発しておりますけれども、ただ、昨年度は今回のように最低賃金法第25条6項に基づく意見陳述までは求めておりませんでしたので、もしかしたらその資料というものが今審議会で配付されていなかったかもしれません。されていたようです。すみません。

昨年度の趣旨と同様の趣旨での会長声明ですが、今年度は、専門部会の公開を求めている部分もありますけれども、そこを除けば、先ほども言及しましたけれども、少なくとも1,004円を超える金額まで上げていただきたいというふうに、金額を明示した点、それが大きな違

いかなというふうには認識しております。そこまで金額を明示したというのは、弁護士会としても、正直、危機感を持っていることの表れだというふうにお受け取りいただきたいというふうに思っております。

これも会長声明の中に書いておりますけれども、実質賃金の減少、物価上昇という局面があります。賃金自体も上がっていることは認識しているんですけども、実質賃金も前年同月比で26カ月連続減少となっていて、労働者それから一般市民の経済的な苦境というものが深まっているというふうに認識せざるを得ない。そういうときに、社会的正義の実現と、憲法にうたわれている諸価値、その実現を原則として掲げる弁護士会としては、憲法25条に基づいて、この最低賃金というもの、労働者の最低生活を守っているその趣旨をきちんと直視して、ぜひ大幅な賃上げというものを実現していただきたいというふうに考えています。こうした危機感を持っているということです。

それから、もちろん中小企業の皆様、非常に苦境にあるということは、認識しております。非常に不十分かもしれませんが、当会の会長声明のほうでも、3ページの下のほうになりますけれども、労働者の賃金引上げに伴う中小企業への支援策というところにも言及して、これは業務改善助成金制度など、弁護士会としてもそういう制度自体はあるけれども、ちょっと不十分じゃないかということは認識していて、ここについて大幅な拡充だとか改善だとか、そういうものは必要だというふうに考えております。そこも同時にきちっと実現することも重視していて、決して軽視しているわけではないということをご理解いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

五島委員

価格転嫁できてなかった企業が、さっきの資料で2割あると言っていました。それも、ほぼ小規模事業者なんですよ。それは本当に何百万社の規模なんです。そこでは価格転嫁ができていない。原材料が高くなったが、価格転嫁できていない。今年、最低賃金が1割以上上がることになれば、2割3割の価格転嫁が進んでいかないと、企業経営が行き詰る状況ですので、ご主張されたことを進めるのはかなり難しいと思うんです。そこらもよくご理解していただいて、応援していただいたらと思います。

堀金（陳述人）

これは、どうしても最低賃金の審議会での議論ですので、こうした意見が出るわけですが、密接に関連する制度として、下請法の話ですとか各種の支援制度についても、別途、弁護士会と、例えば日弁連のレベルでも議論なり調査なりがされていて、そうしたもののフィードバックを徳島弁護士会でも受けておりますので、今後、その方面でも、別途の話になるかもしれませんが、何らかの提言活動なり、実際には最低賃金の大幅な引上げ実現に向け、それを下支えしていけるような活動も考えていきたいと思っておりますので、最低賃金に関するダイレクトな分かりやすいメッセージとしてはこういうものになるということでご理解いただきたいと思っております。

五島委員

ありがとうございます。私たちも頑張ります。できる限り歩み寄れるようにはやろうと思

っております。すみません。

辰巳委員

すみません。弁護士会は、徳島の弁護士の人が全員所属されているんですか。それとも何%ぐらいの方が所属されている団体ですか。

白川（陳述人）

これは全員参加しております。

辰巳委員

そうですね。ちょっとその重みを知りたかったので。ありがとうございます。

段野会長

ありがとうございます。ほかにご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。
（意見なし）

段野会長

では、続きまして、ほかの意見について、事務局は説明をお願いいたします。

事務局（室長）

ほかの意見として、資料をご覧くださいますと、資料 6-4、85 ページになります。労働団体である全労連の四国地区協議会から、最低賃金の大幅な引上げに関する要望、それから専門部会の公開などについての要望がございます。

それから、次の資料 6-5、87 ページになります。労働団体である J A L 不当解雇撤回と最賃 1,500 円実現四国キャラバン実行委員会からも、地域別最低賃金の時間額を 1,500 円に引上げを求める要望と専門部会の公開等についての要望となります。

資料 6-6、89 ページ。経営者団体である徳島県中小企業家同友会からのもので、中小企業に対する賃金引上げ支援策、これを求めるものになります。

資料 6-7、これは後藤田知事からの要請になります。徳島県最低賃金の積極的な引上げ、これを求めるものになります。

以上であります。

段野会長

ありがとうございます。

では、委員の皆様、徳島県最低賃金改正の審議に当たりましては、ただいまのご意見を参考にしてまいりたいと存じます。

最後の議題、その他に移りたいと思います。

事務局から何かございますでしょうか。

事務局（室長）

ございません。

段野会長

本日の審議は以上になりますけれども、ほかのご意見等ございますでしょうか。
何かありませんでしょうか。

(意見なし)

段野会長

今お配りしておりますのは、意見陳述の資料になりますので、またぜひ皆様ご覧いただければと思います。

では、事務局はこの後の専門部会について連絡をお願いいたします。

事務局（室長）

本日、この会場で第1回の専門部会を開催いたします。

本審終了後、専門部会の会場を設営させていただきます。

専門部会委員は、開始時刻を3時半としますので、午後3時半までにお集まりいただけたらと思います。

また、第1回専門部会、これは公開としております。引き続き傍聴を申し込まれている方については、開始時刻の10分前には会場にお戻りいただきますようお願いいたします。

段野会長

よろしいでしょうか。

それでは、本審議会はこれで閉会とします。

皆様、真挚なご意見、誠にありがとうございました。

(閉会)